

2025年4月14日

JASTI運営体制について

日本繊維産業連盟 副会長／事務総長

富吉 賢一

The background of the slide is a light gray gradient with several realistic water droplets of various sizes scattered across it. The droplets have highlights and shadows, giving them a three-dimensional appearance.

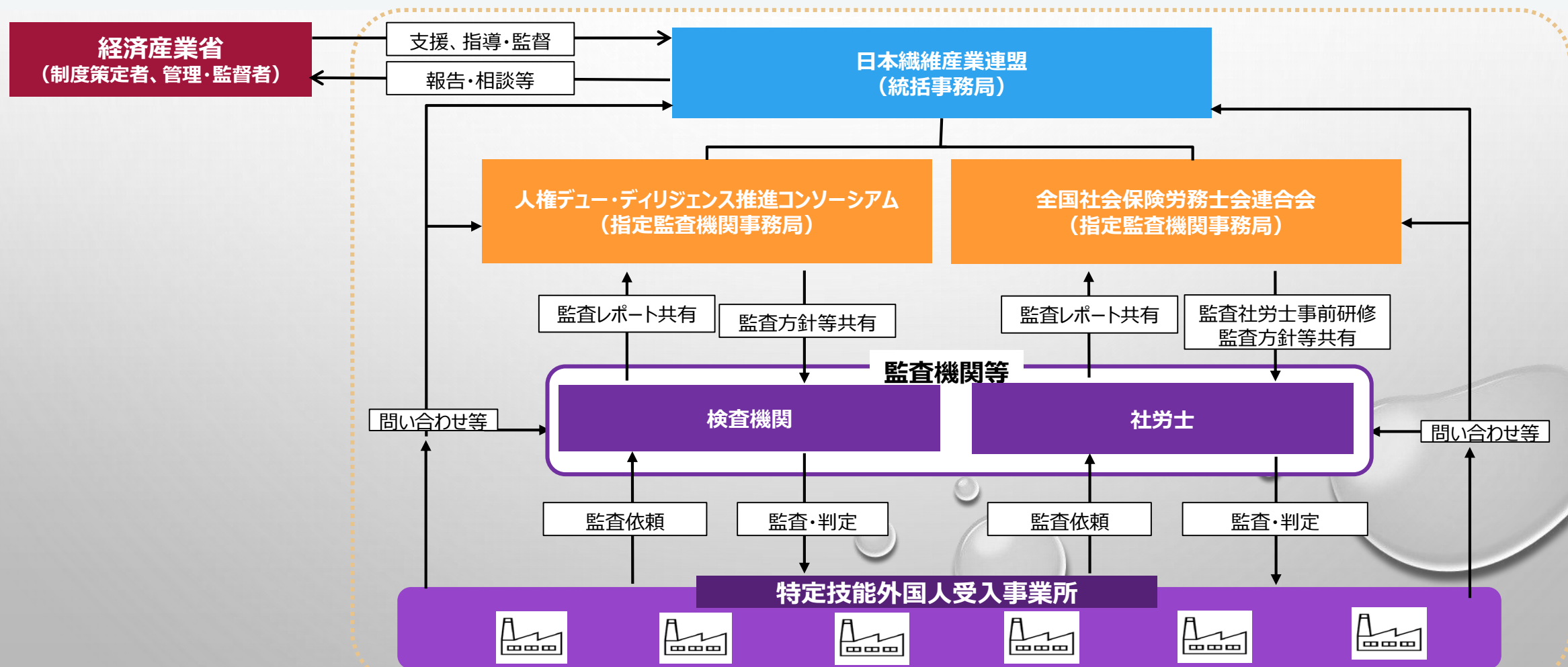
目次

1. JASTIの運営体制(全体像)

2. 特定技能外国人の雇用手続きとJASTI

JASTI運営体制図

- 日本繊維産業連盟が、統括事務局として全体を管理。人権デュー・ディリジェンス推進コンソーシアム及び全国社会保険労務士会連合会が統括事務局指定の監査機関事務局となり、この三者が連携して、安定的かつ効率的に運用できる環境を整備（なお、全国社会保険労務士会連合会は、7月を目途に参画予定）。
- 監査員（検査機関所属の監査員、社労士）による現地監査を経て作成されるJASTI監査レポートの結果をもって判定を行う第三者監査制度を運用。





JASTIとは

JASTI (Japanese Audit Standard for Textile Industry) とは、製造業者として、環境配慮・責任あるサプライチェーン管理といったサステナビリティへの対応が求められる中、日本の繊維業の人権取組の向上、ひいては国際競争力の強化を図るべく、繊維業の実態を踏まえ策定された「監査要求事項・評価基準」です。

人権デュー・ディリジェンス コンソーシアムHP

<https://sites.google.com/view/jinkenddconso/>

全国社会保険労務士会連合会

<https://www.shakaihokenroumushi.jp/organization/tabid/957/Default.aspx>

人権デュー・ディリジェンス推進 コンソーシアム

お知らせ

2025年4月2日 [【経済産業省主催】繊維産業の監査要求事項・評価基準
Japanese Audit Standard for Textile Industry \(JASTI\) 説明会の開催について](#)

2025年3月26日 [【プレスリリース】JASTI監査機関の認定および監査受付の開始について](#)

JASTI監査の申込みについて

2025年4月1日からJASTI監査を開始します。
監査申込は、人権DDコンソの各認定監査機関にお問合せください。

JASTI監査機関

📍 (一財)カケンテストセンター

📍 (一財)ケケン試験認証センタ

📍 (一財)日本繊維製品品質技術

📍 (一財)ボーケン品質評価機構

全国社会保険労務士会連合会 JASTI監査対応ページ



> ENGLISH

会員専用ページはこちら

ログイン

検索

一般ページ_ホーム > 連合会・社労士会について > 連合会の取り組み > JASTI監査対応ページ

- 連合会・社労士会について
- 全国社会保険労務士会連合会とは
- 会長挨拶
- 会長の動静
- 意見等の表明
- 連合会の取り組み
 - > 社労士診断認証制度
 - > デジタル化の推進
 - > 社労士事務所における個人情報保護
 - > マイナンバー制度
 - > 無料相談会・社労士会セミナー
 - > 公契約における労働条件審査
 - > 学校教育への協力
 - > 倫理研修

JASTI監査対応ページ

私たち社労士は、日本の未来を展望し、社労士業務を通じてすべての人にディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を提供し、持続可能な社会の創造に向けた、より多くの企業、労働者、消費者、その他全ての利害関係者が力を合わせて発展していくための支援をしていくことが使命だと考えています。

連合会では、日本の労働社会保険諸法令に精通し、ILO駐日事務所から技術協力を得て構築した「ビジネスと人権」に関する研修を修了した「ビジネスと人権」推進社労士（以下「BHR推進社労士」という。）から、一定の要件・研修を修了したJASTI監査対応社労士を養成し、JASTI監査対応をすることとなりました。

なお、**社労士によるJASTI監査前後の支援は、2025年4月より、JASTI監査対応社労士によるJASTI監査対応は、2025年7月より開始する予定**です。

連合会プレスリリース(2025年3月26日)

📄 https://www.shakaihokenroumushi.jp/Portals/0/doc/nsec/kokusai/2024/20250326_jasti.pdf

JASTI監査前後の相談・支援を希望する方

JASTI監査を希望する方

🌟 JASTI監査の概要

2024年3月の閣議決定により、繊維業は生産性の向上、国内人材の活用をしてもなお、人手が足りない産業として、特定技能の対象業種に追加されることとなりました。今後、即戦力となる特定技能外国人の受け入れにあたり、繊維業は「国際的な人権基準を遵守し事業を行っていること」、「勤怠管理の電子化」、「パートナーシップ構築宣言の実施」、「特定技能外国人の給与を月給制とすること」という4つの追加要件を課されることとしており、特定技能制度の適正利用や、受入れ企業における良好な就労環境の整備が望まれています。

こうした中で、経済産業省は、日本の繊維産業の実態を踏まえた監査要求事項・評価基準（JASTI）を策定し、これが、繊維業における追加要件の1つである「国際的な人権基準を遵守し事業を行っていること」を充足する制度の1つに追加されました。

【経済産業省】
・経済産業省プレスリリース(2025年3月26日) <https://www.meti.go.jp/press/2024/03/20250326002/20250326002.html>

目次

1. JASTIの運営体制(全体像)

2. 特定技能外国人の雇用手続きとJASTI

手続きの詳細については、出入国在留管理庁が作成した「外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組」を参照してください。

<https://www.moj.go.jp/isa/content/001335263.pdf>

特定技能外国人の雇用手続き その1 現行技能実習生

STEP1

技能実習生
※3号実習生:STEP1は終了

STEP2

特定技能外国人との雇用契約
技能実習生、受入れ機関(事業所)

STEP3

特定技能外国人の支援計画策定
受入れ機関(事業所) (登録支援機関との契約)

STEP4

在留資格変更許可申請(技能実習→特定技能)
技能実習生 ※地方出入国在留管理局から承認を受けた取次者(受入れ機関職員、登録支援機関職員など)のみ代理申請可

STEP5

変更許可(特定技能へ在留資格変更)
技能実習生→特定技能外国人

STEP6

就労開始

STEP0

一般社団法人
工業製品製造技能人材機構に入会(賛助会員)☆
※在留資格変更許可申請前

☆2025年6月までは、製造業
特定技能外国人受入れ協議・連絡会に加入

特定技能外国人の雇用手続き その1 現行技能実習生

STEP0

一般社団法人 工業製品製造技能人材機構に入会(賛助会員)

○受入予定の事業所ごとに入会(賛助会員)

○繊維業については、入会要件として追加4要件が必須。

- 国際的な人権基準に適合し事業を行っていること
- 勤怠管理を電子化していること
- パートナーシップ構築宣言の実施
- 特定技能外国人の給与を月給制とする

JASTI監査の対象となる要件

○年会費は以下の通り(2025年度は半額)。

	正会員団体に所属する場合	正会員団体に未所属の場合
中小企業	60,000 円/年	63,000 円/年
大企業	80,000 円/年	83,000 円/年

※繊維業において正会員団体に属する場合とは、日本繊維産業連盟傘下の団体の会員であること。なお、当該団体が団体会員の場合は団体会員の会員、連合会の場合は加盟組合の組合員であること。

特定技能外国人の雇用手続き その1 現行技能実習生

STEP2 特定技能外国人との雇用契約

<雇用契約が満たすべき要件>

- 労働法規を順守していること
- 派遣契約でないこと
- 従事させる業務(紡織製品製造、縫製)を明記
- 所定労働時間:日本人と同等
- 報酬額:同様の業務を行う日本人と同等以上
- 月給制であること
- 教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇において外国人を差別しないこと
- 一時帰国のための有給休暇取得制度があること

特定技能の受入れ見込数の再設定及び対象分野等の追加について（令和6年3月29日閣議決定）の概要

- 分野名を「**工業製品製造業分野**」と変更し上で、新たな**業種・業務区分を追加**する閣議決定を行った。関係規程の改正等を経て、令和6年9月30日より受入れ手続きが開始となった。

	R1～R5年度	R6～R10年度
分野名	素形材・産業機械・ 電気電子情報関連製造業分野	<u>工業製品製造業分野</u>
受入れ見込数	49,750人	173,300人
業種	<ul style="list-style-type: none"> ○素形材産業 ○産業機械製造業 ○電気・電子情報関連産業 ○金属表面処理業 	<ul style="list-style-type: none"> ○素形材産業 ○産業機械製造業 ○電気・電子情報関連産業 ○金属表面処理業 ○鉄鋼業 ○<u>金属製サッシ・ドア製造業</u> ○<u>プラスチック製品製造業</u> ○<u>紙器・段ボール箱製造業</u> ○<u>コンクリート製品製造業</u> ○陶磁器製品製造業 ○繊維業 ※追加要件を設定する（詳細は後述） ○<u>金属製品塗装業</u> ○<u>R P F 製造業</u> ○<u>印刷・同関連業</u> ※全日本印刷工業組合連合会、全国グラビア協同組合連合会、全日本製本工業組合連合会いずれかに所属していることを要件とする ○<u>こん包業</u> ※日本梱包工業組合連合会に所属していることを要件とする
業務区分	機械金属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理 全3区分	機械金属加工、電気電子機器組立て、金属表面処理、 紙器・段ボール箱製造、 <u>コンクリート製品製造</u> 、 <u>陶磁器製品製造</u> 、 <u>繊維製品製造</u> 、 <u>縫製</u> 、 <u>R P F 製造</u> 、 印刷・製本 全10区分

特定技能外国人の雇用手続き その1 現行技能実習生

STEP3 特定技能外国人の支援計画策定

○受入れ機関が支援計画実施体制を整えることが原則

- (1) 事前ガイダンスの提供
- (2) 出入国する際の送迎
- (3) 適切な住居の確保に係る支援・生活に必要な契約に係る支援
- (4) 生活オリエンテーションの実施
- (5) 日本語学習の機会の提供
- (6) 相談又は苦情への対応
- (7) 日本人との交流促進に係る支援
- (8) 外国人の責めに帰すべき事由によらないで特定技能雇用契約を解除される場合の転職支援
- (9) 定期的な面談の実施、行政機関への通報

○中小企業には支援体制整備の難易度が高すぎるため、登録支援機関に計画作成も含め全部委託可能 (体制整備の手間と時間をお金で買う)

○登録支援機関は、在留資格変更手続等の代行も可能なので、使うなら早めに。

○登録支援機関に登録している監理団体もある。

特定技能外国人の雇用手続き その1 現行技能実習生

STEP4 在留資格変更許可申請(技能実習→特定技能)

STEP5 変更許可(特定技能へ在留資格変更)

- 技能実習生本人が行うべき手続き
- 2号終了前に申請手続きを取ることは可能
- 登録支援機関に取次ぎを依頼したほうがスムーズか
- 申請から許可までの標準処理期間は2週間～1か月
- 申請に当たっては、窓口申請の場合は6000円、オンライン申請の場合は5500円の手数料が必要。